

<会議録(要旨)>

平成25年度 第1回 生駒市防災会議

I 開催日時 平成26年2月25日(火)午後1時30分～

II 開催場所 生駒市役所 大会議室

III 出席者

会 長 山下会長(生駒市長)

委 員 赤土委員(奈良県郡山保健所次長)、小紫委員(生駒市副市長)、古川委員(水道事業管理者)、今井委員(企画財政部長)、早川委員(生駒市教育長)、藤田委員(消防長)、山村委員(生駒市消防団長)、四辻委員(大阪ガス株式会社導管事業部北東導管部設備改善チームマネージャー)、武田委員(近畿日本鉄道株式会社生駒駅駅長)、中前委員(奈良交通株式会社北大和営業所所長)、久保委員(生駒商工会議所会頭)、森岡委員(生駒市自治連合会副会長)、幸元委員(生駒市民生・児童委員連合会会長)、井上委員(生駒市建設業協会)、笹野委員(生駒市地域婦人団体連絡協議会会長)、永野委員(生駒市赤十字奉仕団委員長)、中谷委員(生駒市議会議長)、下村委員(生駒市議会企画総務委員会委員長)、天野委員(公募市民委員)

委員代理 古川(奈良県警生駒警察署警備課長)、石井(日本郵便株式会社生駒郵便局総務部長)、榎本(西日本電信電話株式会社奈良支店設備部企画担当)、森田(関西電力株式会社奈良営業所所長室係長)、大井(北倭土地改良区事務局長)

事務局 中田(市長公室長)、奥谷(環境経済部長)、吉岡(市民部長)、坂本(福祉部長)、池田(こども健康部長)、稲葉委員(建設部長)、平井(危機管理課長)、米田(危機管理課主幹)、小林(危機管理課危機管理係長)、甫田(危機管理課主任)、中谷(経済振興課長)、植島(経済振興課課長補佐)、安達(高齢福祉課長)、清水(高齢福祉課課長補佐)、尾山(健康課長)、増田(事業計画課長)、田保(事業計画課課長補佐)、坂東(事業計画課主任)、寺西(土木課長)、松田(消防本部総務課長)、木村(消防本部警防課長)

IV 欠席者 北委員(奈良県郡山土木事務所長)、片尾委員(京都大学防災研究所地震予知研究センター准教授)、牧委員(京都大学防災研究所巨大災害研究センター准教授)、井山委員(自主防災会を組織する者)、溝口委員(生駒市医師会長)

V 議事内容

1 開会

2 会長あいさつ

会 長 本日の防災会議は、災害対策基本法の一部改正等々において審議や説明をした上で、26・27年度で予定をしている生駒市地域防災計画の全面改定について説明をするものです。この生駒市地域防災計画の全面改定には、東日本大震災の教訓を本市の地域防災計画にも生かすこと、災害対策基本法や国の防災基本計画の改定

を受け、また奈良県の地域防災計画の改定を受けて、それらとの整合性を図ること、計画をより分かりやすいものにするための3つの目的のために行うものです。26・27年度は、この地域防災計画の改定の関係から、当生駒市防災会議での審議の機会、あるいはボリュームが多くなると思うのでご理解とご協力をお願いします。

3 委員、事務局職員紹介

4 案件

(1) 災害対策基本法の一部改正について

会 長 これについて事務局から説明をお願いします。

危機管理課長 それでは、災害対策基本法の一部改正についてご説明します。資料1をご覧ください。まず、経緯ですが、東日本大震災の教訓を生かし、今後の防災対策を充実・強化するために、中央防災会議の防災対策推進検討会最終報告において措置が必要とされた事項を中心に法改正が行われました。

本市に関係する改正内容は、まず、1つめ、「指定緊急避難場所の指定、指定避難所の指定」です。「市町村長は、災害時における緊急の避難場所「指定緊急避難場所」と、一定期間滞在して避難生活を送る避難所「指定避難所」を、災害の種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所をあらかじめ指定し、住民に周知しなければならない」とされました。これらは、東日本大震災の際に、避難所や避難場所に避難していた住民の多くが津波の犠牲になられたことから、新たにこの規定が加えられたものです。「避難場所」は、災害から一時的に身を守る施設や場所(箱ものにこだわらず、広場、公園も含まれます)を意味し、「避難所」は、避難生活ができる施設、いわゆる箱もの(屋根、床があるもの)を意味します。従来、地方公共団体によって「避難所」「避難場所」「避難地」「一時避難所」等々、様々な名称が使用されていたため、混乱が生じていました。本市では、現在「避難所」として36か所の公共施設等を指定しています。また、各自治会、自主防災会に対しまして、緊急時には一時的に身の安全を守るとともに安否確認を行う場所として、地域で広場、公園などの空地や集会所を「一時避難場所」として、前もって定めることを指導しています。このことから、「指定緊急避難場所」を市が独自に災害の種別ごとに定めることは、混乱を生じる可能性があるため、今後、各地域において定められている「一時避難場所」の実態把握を行い、市の公園や緑地、又民間の所有地等も含めて指定の検討をしていきます。また、「避難所」の指定の見直し検討も行います。

続いて二つめですが、「避難行動要支援者名簿の作成」です。「市町村長は、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、円滑な避難に支援を要するもの「避難行動要支援者」についての避難支援等を実施する基礎とするための「避難行動要支援者名簿」を、地域防災計画の定めるところにより作成しなければならない」と法制化されました。「原則として、本人の同意を得て、あらかじめ関係者、いわゆる消防機関、民生委員、自主防災会などに名簿情報を提供するとともに、当該名簿の作成に必要な範囲内で、要配慮者に関する個人情報を活用できる」とされています。本市では、国の指導に基づき平成22年9月に「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、現在すでに取り組んでいますが、より実効性のある支援がなされるよう、具体的な手続き方法等について地域防災計画に定めるよう法制化されたものです。なお、次の案件(2)で地域防災計画の一部改正をお願いしておりますので、詳細は別途説明いたします。

最後になります3つめの「地区防災計画」です。「「自助・共助」による自発的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者は、市町村防災会議に対して、当該地区における防災活動に関する計画「地区防災計画」を市町村地域防災計画に定めることを市町村防災会議に提案することができる」とされました。また、「提案を受けた市町村防災会議は、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に当該地

区防災計画の内容について、定めなければならない」とされました。本市では、現在、自主防災会、自治会相互の連携を推進していますので、本件についても今後周知していきたいと考えています。以上です。よろしく申し上げます。

会 長 説明は終わりました。この災害対策基本法の一部改正について、皆様からご質問、ご意見等ありますか。

会 長 指定緊急避難場所の指定と指定避難所の指定の作業は、これから自治会等とも協議しながら、市として取り組んで行くということですね。

危機管理課長 はい。まず、現状把握ということで、今現在各地域において一時的に緊急時に避難する場所を、自治会あるいは自主防災会で定めるようお願いをしてきましたので、それらを把握して検討していきたいと思えます。

下村委員 数は、どれくらいを予想しているのですか。自治会の規模にもよるでしょうが。

危機管理課長 自治会の地形や人口によったり、公園や学校に近いなども考慮されます。緊急指定避難場所は、あくまで土地と建物の両方です。津波の場合は、大阪市内などでは高層ビルに避難する必要があるのですが、そういったビルも避難場所になります。生駒市の場合、津波の心配はありませんが、土地の形状等から土砂崩れの心配がありますので、今のところ何箇所ということで考えていません。ただ、地域の特性に応じて、世帯数を含めて考慮したいと思えます。

下村委員 獅子ヶ丘のサンヨースポーツセンターですが、避難所になっていますが、本市が買えばよいのですが、本市のものとならなかった場合は、どう考えていますか。

会 長 3月の議会で、議案が可決されて市が購入できれば、市がそこを避難所として指定してるので、その指定を継続して、なおかつ体育館については耐震化されていないので、耐震化もしていくということになるかと思えます。しかし、サンヨーがそのまま閉める、あるいは第三者に売却するということになった場合には、新たな所有者がそこを避難所とすることに同意するかという問題があります。なおかつ耐震化するかは先方の判断に委ねられると思うし、もし買い手がつかなくて当面閉鎖されることになれば、閉鎖して自由に入れないうところを避難所として指定することは市としても適切なことではないと思うので、避難所の指定を解除することも検討していかなければならないとも思っています。

会 長 他はありますか。

会 長 よければ、この災害対策基本法の一部改正については説明ということで、ご承知いただければと思います。

(2) 生駒市地域防災計画の一部改正について

会 長 続いて、生駒市地域防災計画の一部改正について、これは審議案件です。事務局から説明をお願いします。

危機管理課長 生駒市地域防災計画の一部改正について説明します。資料2をご覧ください。先ほど法改正によって避難行動要支援者名簿を地域防災計画の定めるところにより作成しなければならないと説明しましたが、今回「生駒市地域防災計画」の当該事項を一部改正するものです。

改正法により、地域防災計画には名簿作成の具体的な方法のほか、作成した名簿情報の外部提供を受ける者に対する情報漏えい防止のために必要な措置等を定める必要があります。今回の地域防災計画の改正は、平成25年8月の法改正後に内閣府が示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に作っています。新旧

対象表をご覧ください。「2 災害時要援護者の把握と情報伝達体制の整備」では、左が現行で旧、右側が改正案で新です。改正箇所は破線のアンダーラインを引いています。

まず、「(1)災害時要援護者の日常的把握」として、現行では「市は生駒市災害時要援護者避難支援プランに基づいて、高齢者、障害者等の状況を把握し、台帳を作成しておくなど、災害時に迅速な対応ができる体制を整備する」となっています。右側の改正案をご覧ください。現行の「台帳」部分を「災害時要援護者台帳」としています。また、「なお書き」として、「災害時要援護者台帳は、災害対策基本法第 49 条の 10 の規定に基づく避難行動要支援者名簿として位置付ける。」と追記しています。改正法の中では「避難行動要支援者名簿」となっていますが、本市では、国が平成 18 年 3 月に作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づいて、平成 22 年 9 月に「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、「災害時要援護者台帳」として運用してきました。また、平成 23 年度に 5 自治会でモデル事業を行った後、毎年自治会を対象に説明会を開催するなどし、現在 126 自治会中 100 自治会まで進み、認知されていますので、混乱を避けるため、あえて「災害時要援護者台帳」としています。

次に(2)ですが、これは新たに設けたもので、旧の欄にはありません。(2)「避難支援等関係者となる者」は、市、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団等としています。

(3)の「災害時要援護者台帳に掲載するものの範囲」は、「以下に掲げる者のうち、自ら避難することが困難であって、特に支援を要するもの」ということで、①から⑦までありますが、これは現在の避難支援プランと同じ内容となっているので説明を割愛します。

(4)の「要援護者リストの作成に必要な個人情報及びその入手方法」は、まず「①必要な個人情報」はアからスまであります。その中の「ウ 氏名 続柄」「エ 性別」「オ 生年月日」「カ 住所」「キ 電話番号」は法の中に明記されており、それ以外については元々プランに定めていたものなので、内容的には同じことです。「②個人情報の入手方法」は「市は、要援護者リストの作成に必要な個人情報を収集するため、生駒市個人情報保護条例第7条第3項の規定に従い、以下による方法により情報を収集する」とあり、「ア 市福祉関係課が保有する次に掲げる台帳」では、これも①から⑦までありますが、住民基本台帳等々、現行の生駒市の支援プランと同じものとなっています。「イ 関係機関の協力による情報提供」は、これも①から⑥までありますが、現行の支援プランと同じ内容となっているので説明を割愛します。

(5)の「災害時要援護者台帳の更新に関する事項」では、「時期を定めて年1回以上行う。また、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時に追加や修正を行う」ということで、これについても同じような内容のものを記載しています。

それから(6)の「災害時要援護者台帳の情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置」ですが、情報漏えいを防止するための措置です。まず、①「災害時要援護者台帳及び個別支援計画は、当該災害時要援護者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する」、②「災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する」。③「受け取った災害時要援護者台帳を必要以上に複製しないよう指導する」。④「災害時要援護者台帳の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で災害時要援護者台帳を取り扱う者を限定するよう指導する」ということと、「⑤ 災害時要援護者台帳の提供先に対し、災害時要援護者情報に係る秘密の保持に関する誓約書」を市に提出させる」。⑥では「災害時要援護者台帳の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する」ということで、基本的には誓約等も現在行い、指導も行っています。それを、防災計画の中に、より明確に位置づけたものです。

(7)の「要援護者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮」では、「避難準備情

報や災害関連情報等は、要援護者本人のみならず、その家族や避難支援等関係者に対しても広く周知する必要があるため、市は、発生しうる電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶等に対処できるよう、特定の伝達手段にとらわれることなく、多様な情報伝達手段の確保に努める」という努力義務を入れています。

(8)の「避難支援関係者の安全確保」では、「地域において、避難の必要性や災害時要援護者避難支援プランの意義等を十分に説明するとともに、避難支援等関係者等は全力で災害時要援護者を助けようとするが、助けられない可能性もあることを災害時要援護者に理解してもらうよう努める」としています。これについても、本人同意をいただくときに十分な説明されているとのことです。

(9)の「障害者への情報伝達方法の確立」と(10)の「緊急通報システムの整備」は、現行の(2)と(3)となっており、それを振り替えたものとなっています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

会 長 この地域防災計画の一部改正につきまして、ご意見等ありますか。

会 長 126 の自治会の内、100 の自治会でこの名簿が出来ているということですか。

高齢福祉課長 今年、57 の自治会は今調査をしており、それ以前の 43 自治会は、だいたい終わっています。

会 長 43 が完成していて、57 が策定中。

高齢福祉課 はい、そうです。

会 長 残りの 26 はまだ未着手。

高齢福祉課長 はい、来年度で 3 年計画の 3 年目になりますので、来年で完成する予定です。

会 長 わかりました。

会 長 これを聞いて、ご質問等ありませんか。

会 長 それでは、これについて原案どおり改正するというので、ご異議ありませんか。

委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。異議なしとします。

(3) 生駒市水防計画の一部改正について

会 長 続いて、案件(3)生駒市水防計画の一部改正について、これも審議案件となります。これについて事務局から説明をお願いします。

事業計画課長 それでは、生駒市水防計画の平成 25 年度修正箇所について説明します。資料 3 をご覧ください。水防計画の修正案の新旧対照表です。本修正は水防法第 32 条の規定に基づき、奈良県水防計画の変更等に合わせて修正を行うものです。本年度は 3 点の修正箇所がありますが、計画内容の大きな変更はありません。

まず始めに、新旧対照表の 1 ページをお願いします。水防本部の組織表ですが、本市行政組織の改正に伴う部署の名称変更と職員の人事異動に伴う修正です。

続いて、新旧対照表 2 ページをお願いします。こちらは、奈良県の水防計画の変更により、(1)で気象注意報、警報及び情報等の連絡系統について、奈良気象台から奈良県への連絡系統の受信先が、県水防本部河川課から県防災統括室に変更されたので、それに合わせて修正しています。

続いて、新旧対照表 3 ページをお願いします。こちらは市内の老朽ため池の一覧表です。管理代表者の一部変更により、氏名等を変更しています。

以上の修正内容です。ご審議を合わせてお願いします。

会 長 説明終わりました。これについてご質問ご意見等ありませんか。

会 長 特にないようなので、原案どおり改正することでご異議ありませんか。

委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。

(4) 生駒市地域防災計画の全面改定について

会 長 続いて、案件(4)生駒市地域防災計画の全面改定について事務局から説明をお願いします。

危機管理課長 生駒市地域防災計画の全面改定について説明します。資料 4 をご覧ください。現行の生駒市地域防災計画ですが、昭和 36 年の「災害対策基本法」の施行を受けて、昭和 37 年に「生駒町防災会議」を設置し、「生駒町地域防災計画」を策定したものが始まりです。平成 7 年の阪神・淡路大震災の教訓から、同年に国の「防災基本計画」が全面改定となり、これを受けて「奈良県地域防災計画」が平成 8 年に全面改定されています。本市では、平成 8 年度から「生駒市地域防災計画」の見直しに着手し、平成 12 年 1 月に全面改定を行いました。また、平成 16 年 6 月に「東海・東南海防災対策推進計画」を追加し、平成 18 年 1 月に被害想定の見直しを行いました。

次に、2 の「現行計画の構成」です。これは現在の防災計画のものですが、第 1 編 総則、第 2 編に基本計画、第 1 章が災害予防計画、第 2 章が災害応急対策計画となっています。第 3 編に地震災害対策計画、第 4 編に災害復旧・復興計画となっています。「全面改定の理由」としては、冒頭の市長のあいさつでもありましたが、まず、東日本大震災の教訓からの法令、上位計画の改定等です。「災害対策基本法の一部改正」、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」、「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「防災基本計画の修正」。それから一番身近な上位計画「奈良県地域防災計画の改定」、これは全面改定で、この 4 月に運用を開始される予定です。理由の二つめですが、「より使いやすいものへ」ということで挙げています。職員数・組織体制の変化による現実と計画の乖離、部署別の動きがわかりにくい構成、重複した内容の掲載による膨大なページ数等、使い勝手の悪い面が多くなってきています。そのため、より使いやすいものへ改定します。

「全面改定の計画概要」ですが、まず、「構成」としては、計画編とマニュアル編を分離する。「改定の方法」ですが、本日欠席されておりますが京都大学防災研究所巨大災害研究センター 牧紀夫准教授の指導のもと、数回の災害対策本部の図上訓練等を行い検証しながら改定を行っていく予定です。「作業の予定」ですが、作業期間は平成 26 年度・27 年度の 2 箇年で計画しています。「改定のポイント」としては、①法令、上位計画及び東日本大震災等の教訓を反映する。②災害対応業務の全体像が把握しやすく、市職員、市民等の誰が見ても分かりやすい計画とする。③各種災害に対して、一元的な対応が行えるものとする。④災害対応業務を「いつ、誰が、どこで、何を、どのように」行動するのかが、分かりやすいものとする、としています。参考に、先ほどの資料 2 をご覧ください。生駒市地域防災計画の一部改正の案件のものです。「第 2 編 基本計画、第 1 章第 3 節第 6 項、71 ページ」と記載しています。右側に同じように、「第 3 編地震災害対策計画、第 1 章、第 4 節、第 6 項、243 ページ」と書いていますが、防災計画を見てくださいと、まったく同内容のことが書かれています。このようなことで、ページ数がどんどん増えていますので、これらをまとめ上げて、できるだけ使いやすいものへ改定していきたいと思っています。

説明は以上です。よろしくをお願いします。

会 長 今後の改定作業に関しての説明でしたが、これについてご質問ご意見等ありますか。

会 長 それでは、また具体的な改定作業につきましては、26 年度以降、当会議を開催して進めていくこととなりますので、そのときはよろしくをお願いします。

(5) その他

高山ため池に係るハザードマップ作成事業について

会 長 それでは案件(5)その他の報告事項について、事務局からお願いします。4つ続けてください。

経済振興課長 「その他」の「高山ため池に係るハザードマップ作成事業について」です。この事業は、まず、ハザードマップ作成時には危険度耐震診断が必要となります。資料 5 の「平成 24 年度高山ため池耐震診断について」ということで、県で審査された結果が今回来ています。内容ですが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、福島県でため池が決壊し、甚大な被害が発生したので、今回、国の補正予算により、農業水利施設の耐震調査が実施できるようになりました。これに基づき、堤の高さ 15m 以上、防災受益面積 7ha 以上、灌漑受益面積 2ha 以上の池が対象となり、奈良県では 5 つの池が対象に今回耐震審査されました。その中で、生駒市でも高山ため池が対象となり、安全・安心を確保する観点から平成 24 年度に奈良県が高山ため池の耐震診断を実施された結果が資料 5 です。調査内容は、堤体の測量、堤体のボーリング調査、土質調査などを実施されました。今回の耐震診断は、将来に渡って当該地域に発生することが考えられる最大規模をさす震度 7 クラスの地震動を想定したもので、審査をされました。表の真ん中の「諸元」のところです。高山ため池の堤の高さは 22.2m あるということです。それから諸元のナンバー②ですが、天場高といい、これは 229.3m で相当高いということです。満水時は 225.0m で、高山ため池が満水時になった時点で 225m の水位であるということです。余裕高は 4.3m の余裕があるということです。下の「検討結果」というところですが、沈下量、⑤です。その中で、「弾塑性体」といいますが、地震が発生した場合は歪が発生します。今回震度 7 クラスの地震動を想定しており、2.1m 下がるとなっています。余裕高が 4.3m あります。地震が発生すると 2.1m 下がり、この差が 2.2m あるので、池が震度 7 クラスの地震が発生しても水がオーバーフローしないという耐震結果になっています。このように、耐震性があるという結果でしたが、万が一、想定以上の地震が発生したときのことを想定して、被害を最小限に抑えるため、平成 26 年度に地元の協力を得て、ハザードマップの作成を予定しており、さらなる地域の安全性、安心の高揚を図る計画を経済振興課で検討しているということです。以上です。

生駒市医師会医療救護計画について

会 長 続いて、資料 6 に基づいて、生駒市医師会医療救護計画について説明してください。

健康課長 それでは、資料 6 の生駒市医師会医療救護計画について説明します。この計画は、総則に書いてありますが、平成 23 年 5 月 16 日付けで生駒市と生駒市医師会との間で締結された協定書の第 2 条の規定による策定で、その 2 条の中には医師会から災害時に実施すべき医療救護計画を定め生駒市に報告するものとなっており、これを受けて市と生駒市医師会が協議し、平成 25 年 12 月 5 日に医師会から市に提出いただきました。

1 ページめをご覧くださいますと、計画の構成と書かれています。1 の「災害対策関係業務」から 11 の「計画の実施」まで 11 の項目立てという形になっています。主なものとしては、2 ページめの 2 の(1)ですが、医師会は、災害時において市の災害対策本部の要請により、生駒市医師会災害対策本部をセラビーいこまに設置し、医療救護拠点とするとなっています。また、次の(2)の但し書き以降ですが、市域において震度 5 強以上の地震が発生した場合は、自動参集となっています。同じく 1 ページめの 3 ですが、医療救護施設について書かれています。生駒市内の救護施設は、市内の中学校となっていて、8 救護所になります。それと救護病院が一体となって、それぞれ医療救護活動を行うことになっています。次のページで、医療救護班の編成と派遣指示等という形で、救護班の編成や派遣指示について書かれています。もう既に、各中学校に配備される医師の分担は決められており、市側の救護班の配置についても既に終了して

います。このページの6番、7番では、救護所や救護病院に置ける医療救護活動について書かれています。最後のページ、4ページめは8番には、医薬品や医療用資機材の確保について書かれています。以上です。

災害時要援護者避難支援事業の進捗状況について

会 長 続いて、災害時要援護者事業の進捗状況についての説明で、資料7です。

高齢福祉課長 それでは災害時要援護者避難支援事業の進捗状況について、資料7に基づいて報告します。まず、この事業は、風水害や土砂災害などの自然災害が発生したときに、第三者の支援がなければ一人で避難できない在宅の方を「災害時要援護者」と位置づけ、災害時要援護者を把握し、その情報を地域と共有をすることで、地域における支援体制の整備を図るものです。具体的な事業の流れとしては、下の①から⑥に書かれている対象者に、「災害時要援護者調査」を、災害時に避難がひとりですみますか、誰かの手助けがいりますかというような内容の調査を調査票で実施します。その後、第三者の支援を必要とし、個人情報の提供に同意する方について、避難時の手助け、情報伝達や避難誘導などを行う避難支援員を地域で選定してもらい個別支援計画を作成するものです。災害時要援護者に係る個別支援計画書の情報を行政と地域で共有し、避難支援に役立てるものです。

2番の「事業の実施状況」ですが、実施自治会は現時点で100自治会です。実施内容は、災害時要援護者調査を実施して、調査の結果避難支援を希望する要援護者のリストを作成し、自治会の方で避難支援員の選定を行っていた形になります。その後、災害時要援護者の情報を市と地域で共有することになります。

平成25年度調査結果は、調査票の送付人数は2728人、そのうち避難できないので支援を希望した方は408人となっています。また、避難支援員の選任状況ですが、平成24年までの避難支援希望者は368人、そのうち107名は死亡・転出等で、最終避難支援員の決定は206人となっています。裏面にはただいまご説明いたしました統計的な状況を載せていますのでご清覧ください。以上です。

福井県における原子力災害発生時の広域避難者の受け入れについて

会 長 最後に「福井県における原子力災害発生時の広域避難者の受け入れについて」ということで、資料8、説明をお願いします。

危機管理課長 いわゆる県外広域県外避難ですが、まずは経緯です。福井県地域防災計画 原子力災害対策編の改定に伴い、福井県で原子力災害が発生した場合に、対象原子力発電所から30km圏内、緊急時防護措置を準備する区域、UPZの市町村は、まずは県内で広域一時滞在、広域避難が行われますが、汚染物質の風向きによる広がり方等によっては県外への避難も考えられ、広域一時滞が行われます。この際の敦賀市民の受入先として、福井県と敦賀市から奈良県を通じて、奈良市・天理市・大和郡山市・生駒市へ打診が昨年5月にありました。避難者の受入施設やスクリーニング、スクリーニングとは放射線に汚染されているかどうかの検査ですが、それから除染等について協議を進めてきたところですが、県外広域一時滞在、県外広域避難の受け入れに関する根拠法令は、災害対策基本法第86条の9第5項にその規定があります。「前項の場合において、協議を受けた市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞用の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない」とされています。ここでのポイントですが、「正当な理由がある場合を除き」ということで、生駒市も被災を何らかで受けている、あるいは災害対策本部を立ち上げて対応しているというようなときには、当然特別な理由に該当しますので、通常の想定は敦賀の原発の単独事故等に限られてきます。奈良県側は通常の生活状態にあることです。

それから、「福井県の地域防災計画における広域一時滞在先」ということで表に示していますが、敦賀市の県内の避難先で福井市、小浜市があり、先ほども言いましたように、まず県内での広域避難ということで 30km 圏内から出られるということです。ただし風向き等により、県外避難が必要とされたときには、奈良県の奈良市、天理市、大和郡山市、生駒市の4市で受けるということになります。対象発電所は、日本原子力発電の敦賀発電所、日本原子力研究開発機構の原子炉廃止措置研究開発センターの「ふげん」、高速増殖炉研究開発センターの「もんじゅ」、関西電力株式会社の美浜発電所の4つです。次のページをご覧ください。敦賀市民の奈良県への広域一時滞在の内訳ですが、30km 圏内となると敦賀市全域になりますので、敦賀市民全員約 68000 人です。うち奈良市へ約 4 万人、天理市へ約 8 千人、大和郡山市と生駒市へはそれぞれ 1 万人です。福島第 2 原発事故の際は、避難住民の 3 分の 2 が親戚あるいは知人宅等に避難されたとのことで、現実には生駒市へ約 1 万人すべてが避難されることはない予想されます。

生駒市での避難者の受け入れ施設ですが、今現在 24 施設で考えています。スポーツ施設は 7 施設で、市民体育館、武道館、北大和体育館、総合公園体育館、むかひやま体育館、井出山体育館、小平尾南体育館です。生涯学習施設・文化施設で 6 施設、北コミュニティセンター、鹿ノ台ふれあいホール、たけまるホール、南コミュニティセンターせせらぎ、図書会館、それからコミュニティセンターです。生駒市として避難所として指定していませんが、県立高校の 2 校、生駒高校、奈良北高校、この 2 校も受入対象校としています。そして、中学校で 7 校、生駒、光明、緑ヶ丘、大瀬、上、鹿ノ台、生駒南となっています。その他の施設として 2 施設、生駒山麓公園とサンヨースポーツセンターを挙げています。元々、避難者のコミュニティに配慮し、被災地の地域毎に受入施設を用意してほしいという要望があったので、そのような括りになっています。但し、先ほども申し上げましたとおり、すべて生駒市に来られるわけではありませんので、当然、施設により偏り等が多い場合には受入施設の中で再編しますので、24 の施設で今考えていますが、半分あるいは 3 分の 1 になるかと思います。なお、中学校と高等学校は体育館としています。小学校は対象に入れておりません。また、受入期間は、原則として 1 か月以内とし、運営の主体は敦賀市が実際にするという事になっています。

スクリーニングと除染等、避難者への表面汚染検査と除染ですが、敦賀市民の安全・安心を最優先に行うこととし、実施場所、方法等については国の方針等に従い福井県が実施するとしています。スクリーニングは、その被災された方本人を守るという意味と、その人を介して第三者に放射線が被爆しないという二面性があります。その関係で出来るだけ早い段階ですることが好ましいのですが、30km 圏は重点区域となりますので、30km 圏を出たところくらいで実施してもらうよう詰めてきていました。現在、国の方でその基準、方針等が考えられており、来月に出るとのことです。その中では 30km 圏内が重点区域となり、その周辺で行うこととなっています。

今後の予定ですが、2月26日、明日、福井県議会にて避難先施設の公表が行われるとともに、敦賀市と受入市4市との間で受入に関する協定を締結する予定です。それと、本市市民の混乱及び避難者の風評被害が起きないように、来年度から時間をかけて原子力災害についての市民への啓発等を行っていく予定です。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

会 長 以上 4 件について報告がありました、4 件を通じましてご質問ご意見等あればお願ひします。

久保委員 お願ひですが、数年前から高山ため池につきましてハザードマップをお願ひしており、耐震診断も報告いただいたので、ほぼ安心したわけですが、こういう時代では想定外ということも当然起こりえるので、そういったことを考え、26 年度中にハザードマップを作成されるということで、非常に安心したところです。特に地震学者の間では南海トラフ地震が話題にあがっている状況下にあるので、少なくとも指定緊急避難場所だけでも指定して周知してもらえるよう 26 年度中にお願ひします。

会 長 他はありませんか。

危機管理課主幹 最近の生駒市の自然災害状況を報告します。生駒市では最近、地球温暖化の影響で局地的集中豪雨が多発しています。生駒市の気象状況は、平成 24 年度は、気象警報 9 回、水防警報 15 回です。平成 24 年度 8 月 14 日に近畿地方の大雨では、生駒市北部で時間雨量 101mm、床下浸水が 15 件ありました。また、寝屋川市では時間雨量

会 長 資料がありますね。この「生駒市の防災」という資料が。

危機管理課主幹 資料があります。すいません。

会 長 番号がありませんが「生駒市の防災」という資料がありますので、それをご覧ください。

危機管理課主幹 時間雨量が 143mm で床上浸水が 1403 件、床下浸水が 5732 件ありました。宇治市では時間雨量 78mm で床下浸水が 591 件、床下浸水が 1439 件ありました。また、奈良県が 8186 件の調査を行い、平成 25 年 11 月 22 日現在で土砂災害警戒区域知事指定ということで、5289 件のうち 373 件が生駒市の指定区域にされています。また、本年度は生駒市における気象状況の発表は平成 26 年 2 月 23 日現在で 19 回あります。気象警報 2 回、水防警報 17 回。昨年度 9 月 15 日の台風 18 号の生駒市の被害ですが、このとき大雨洪水警報が 19 時 33 分に発表されました。生駒市の被害状況は、自主避難が 5 世帯 9 人、主な被害として、住宅被害が 16 件、通行止めが 7 件ありました。全体の被害状況は、58 件で、道路関係 16 件、河川水路の関係が 5 件、床下浸水が 1 件、倒木が 10 件、土砂災害が 16 件、学校関係が 3 件、その他 7 件です。

時間的なものがあるので割愛させていただいて、すいませんが後の事項はまた参考にさせていただきたいと思います。

最後の添付書類は、生駒市の防災用備蓄品配備一覧表を付けていますので、また参考にしてください。

会 長 それでは、本日予定していた案件がすべて終了したので、これを持ちまして議場の任を辞させていただきます。

危機管理係長 ありがとうございました。それでは、これを持ちまして平成 25 年度第 1 回生駒市防災会議を閉会します。本日は誠にありがとうございました。